

## 規則

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十五号

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

埼玉県職員住宅管理規則（昭和五十年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

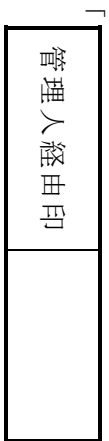
第二条第一号中「、病院局」を削り、同条第四号中「、病院局本庁の課及び病院長」を削る。

様式第一号中「㊸」及び「㊹」を削る。

様式第二号及び様式第二号の二中「㊹」を削る。

様式第三号及び様式第四号中「㊸」を削る。

様式第五号中



及び「㊸」を削る。

#### 附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第五号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、改正前の第二条第一号に規定する病院局に所属する職員で、この規則の施行の前日から引き続き職員住宅に入居するものについては、改正後の第二条第一号の職員とみなして、この規則の規定を適用する。